

一中「いじめ防止基本方針」(抜粋)を紹介します

「いじめ防止」は家庭や地域との連携・協力のもとに

一中では、「いじめは、どこでも、誰にでも起こり得る」という認識のもとに、学校全体(全職員)で未然防止と早期発見、迅速で適切な対応に努めています。しかし、学校だけができる取り組みには限界があることも事実です。家庭や地域の力をお借りしながら、誰もが安心して過ごすことができる学校づくりを目指していきます。

酒田一中 いじめ防止基本方針

酒田一中 いじめ防止基本方針



酒田市立第一中学校

1. 基本方針 「いじめは許さない」

- (1) 本校教職員は、いじめの疑いを「隠蔽・軽視」することを決して許さない。
- (2) 全ての児童生徒が安心して学べる学校づくりを最優先課題とし、未然防止・早期発見・組織的対応・重大事態対応・PDCAの5つの柱で取り組む。

★目標指標：全国学力調査(生徒質問紙の回答)

「いじめはどんな理由があってもいけなないことだと思う」割合 100%

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※けんかやふざけ合いでも背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※好意から行った行為が意図せずに相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、「いじめ」に該当するため、双方や周囲の児童生徒の今後の成長につながるよう、校内組織において情報を共有し、家庭との連携も含めた適切な対応につなげます。

※「いじめの芽」や「いじめの兆候」と思われることも、「いじめ」です。

※学級や部活動等において、加害・被害の二者関係だけでなく、集団全体がいじめを許さない雰囲気を形成し、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする雰囲気や「傍観者」としていじめを見て見ぬふりをしている状況がないか注意を払っていきます。

3. いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導について（未然防止）

- ・日常的に「いじめの芽」を摘むために、学級・学年づくり、教育相談活動等に力を入れます。
- ・日常的な観察、**教育相談週間（各学期）**、**定期アンケート調査**をもとにした生徒理解に努めるとともに、教職員間の情報共有を密にするように努めます。（下表参照）

《各種アンケート調査の年間計画》

5月	教育相談アンケート①
6月	Q-Uテスト① いじめ発見調査アンケート①
7月	こころの日アンケート①
9月	こころの日アンケート②
10月	こころの日アンケート③
11月	Q-Uテスト② いじめ発見調査アンケート② 教育相談アンケート②
1月	教育相談アンケート③

教育相談アンケート（各学期1回）

担任との面談を通して、生徒の生活（家庭・学校）、学習、健康、交友、進路、部活動などの考え、悩み、不安などを理解し、教育活動に役立てます。

こころの日アンケート（年3回）

教育相談、いじめ調査が行われない月に生徒の変化を把握するための手立てとして実施します。

いじめ発見調査アンケート（年2回）

期間内に起きたいじめ被害の有無について生徒・保護者にアンケート調査し、解消に向けて組織的に対応します。

Q-Uテスト（年2回）

学校生活における生徒の意欲や満足度、学級集団の状態を測定するためのアンケート検査です。不登校やいじめなどの問題解決、より良い学級づくりに役立てます。

(2) 生徒に培う力とその取組（未然防止・主体性）

- ・学級活動を通して、集団生活の中で自己や他者の在り方を学び取る力を育成します。
- ・「心を育てる」道徳教育を軸とし、他者の痛みに関心できる心を育てます。
- ・学級活動・生徒会活動でのいじめ防止キャンペーン等、生徒の主体的取組を支援します。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

- ・いじめが疑われた場合、速やかに**校内いじめ防止対策委員会へ報告・相談し、組織的対応**をとります。
- ・**被害生徒の保護を最優先**に考え、保護者との連携を含め迅速に対応します。
- ・**加害生徒には指導と更生支援**を行い、背景の事情を踏まえた対応を講じます。
- ・**学級や学年など集団全体への人間関係づくり**の指導も並行して行います。
- ・**ネットいじめへの対応**は、記録性・匿名性・拡散性に留意し、生徒・保護者への啓発を強化します。

いじめ行為の発見⇒ 関係学年、生徒指導主事は**その日のうちに対応について検討**します。
対応方針を**教頭、校長に報告し、承認を受けて行います。**

正確な事実把握⇒ **関係生徒へ事情を聴き取り**ます。（客観性を担保するために複数で行います）
客観的な事実の確認とともに、**いじめに至った背景**にも目を向けるようにします。

保護者との連携⇒ **関係生徒保護者への説明を行い、今後の対応方針について共有**します。
面談を原則として、**問題解決に向けて家庭と学校の協同を依頼**します。

生徒指導・支援⇒ **被害生徒を保護し、心配や不安に寄り添うこと**を第一とします。
ケースによっては、**スクールカウンセラーと連携し、心のケア**にあたります。
加害生徒、相手の**苦しみや痛み**に思いを寄せる**指導**を行い、**考え方や行為への反省**を促します。

いじめ防止対策推進法 《第9条(保護者の責務等)》

「**保護者は、子の教育について第一義的な責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めるものとする。**」
これは法律で「**保護者が家庭等において、いじめを行わないよう指導すること**」を定めたものです。
また「**2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。**」とあり、「**子どもを守ること**」も定められています。